
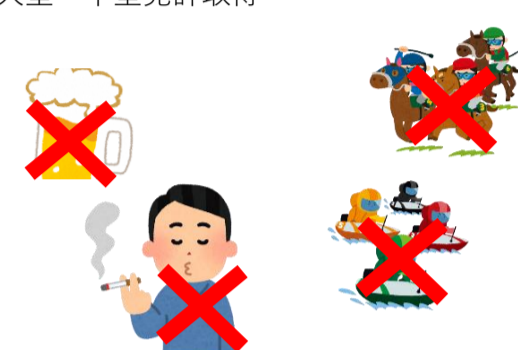


若者が狙われる！消費者トラブル

2022年4月1日から民法改正により 18歳から新成人となる！

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。これにより、これまで未成年として扱われてきた18歳19歳の皆さんが「大人」として扱われるようになります。大人になることで出来る事が増える反面、これまで「**未成年者取消権**」などで守られていた18歳・19歳の若者も、**大人としての責任**を負うこととなります。

社会経験の少ない新成人は悪質な業者に狙われやすい！

18歳成人になってできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ★親の同意がなくても契約できる 例・携帯電話の契約 ・クレジットカードをつくる ・お金を借りる（ローン組む） ・一人暮らしの部屋を借りる ★10年有効パスポート ★男女とも18歳で結婚できる ★国家資格を取る (医師免許、薬剤師免許など) 	<ul style="list-style-type: none"> ★飲酒 ★喫煙 ★ギャンブル（競馬、ポートなど） ★大型・中型免許取得 

これまでも成人になったばかりの若者の消費者被害件数は多い傾向にあり、今後18歳、19歳の消費者被害の増加が危惧されています。

マルチ商法

スマホのSNSで知り合った人から、健康サプリメントを会員価格で購入し、友人や知人に販売したり、紹介するビジネスを勧められた。「すぐにもとが取れる」と言われ30万円分の学生ローンを組み契約したが、全く売れず在庫と借金だけが残った。



美容トラブル

エステのお試し体験を受けると「今すぐ本コースで肌をケアしないと、シミだらけの顔になる。今ならお得！」と言われ、美顔20回コース契約と自宅用の高額化粧品定期購入契約をした。中途解約を申し出たが、違約金を支払わされた。



高額アルバイト

SNSで「荷物転送」「荷受け代行」など高額報酬をうたったアルバイトがあり、運転免許証や健康保険証の画像を送った。不正に悪用され、警察からも連絡が・・・。

デート商法

スマホのマッチングアプリ内で知り合った女性から高額なアクセサリーを購入するよう頼まれ、嫌われたくなくて購入。支払った途端に連絡が取れない。



若者に多い相談事例

困った時の相談窓口

- ・「甘い言葉」に要注意！
- ・「契約」はどのような場合でも慎重に！
- ・少しでも「おかしいな」と思ったら、いったん考える時間をとりましょう。
- ・**本当に必要な契約かどうか考え、信頼できる誰かに相談しましょう。**
- ・契約してしまっても、内容によっては契約を取り消し出来ることもあります。
- ・消費生活相談所ではプライバシーを守り、助言やあっせんをしています。

相談・お問い合わせ 板野町消費生活相談所

☎ 088-672-6099

相談 消費者ホットライン

☎ 188 (いやや)



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクターいやや